

奈良県告示第五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大和高原南部土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成二十六年四月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 向出 敏雄 桜井市大字小夫嵩方一九七

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 馬場井 啓友 桜井市大字小夫三二五三